

未成年の単独・または片親のみ同行の渡航に条件のある国

○=要、△=場合により要、×=不要

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費等	大使館情報 / 書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴		戸籍謄本(要翻訳)	大使館認証	公証人認証	外務省アポステイーユ証明(注)		
アメリカ (ハワイ・グアム含む)	18歳未満	○	○	自由(英語)	△ ※場合により要。 右記参照。	×	×	×	不要	<p>米国国土安全保障省税関・国境警備局(CBP)では、18歳未満の未成年が単独や片方の親のみ、または親以外の大人の方と渡航する場合、親の「渡航同意書(英文)」を持参することを強く推奨しています。</p> <p>■作成方法 1. 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語) 親と子が別姓の場合、同行しない親が死別・離婚によりサインがない場合は家族構成がわかるその他の関連書類(結婚証明書、戸籍謄本、死亡証明書等の公的書類(英文)※)の別途持参を推奨。 同行しない親が海外赴任・入院その他の理由によりサインがない場合は理由を証明する書類(勤務先の証明書、入院申込書(英文)※)の別途持参を推奨。 ※グアムについてはグアム政府観光局ホームページ情報をご確認ください。 ※公的書類は英訳を必要としますが、日本語原本のコピーに単語等を直接記載したり、原本にご自身で英訳した書面を添付したもので可能です。</p> <p><米国CBPホームページ情報> http://japanese.japan.usembassy.gov/j/info/tinfoj-cbp-child.html <グアム政府観光局ホームページ情報> https://www.visitguam.jp/news/detail.php?id=745</p>
カナダ	18歳未満	○	○	指定	△ ※場合により要。 右記参照。	×	×	×	戸籍謄本の翻訳代	<p>■作成方法 1. 親権者(保護者)と同行せず単独入国する場合 出生証明書のコピーと、親権者(保護者)からのカナダ滞在中親代わりとなる人を指名した渡航同意書(指定フォーム)。 2. 片方の親が同行する場合 出生証明書のコピーと、同行しない親からの渡航同意書、署名入りパスポート等のコピー。 両親の離婚・死別等の理由で同行しない親からの同意書が提出できない場合、養育権の有無により、法的監護文書や養育権を定めた命令書、死亡証明書のコピー及び渡航同意書の持参。 3. 法定後見人あるいは養父母が同行する場合 立証書類、養子縁組書類のコピーの持参。 4. 両親あるいは法定後見人以外の成人が同行する場合 保護者の渡航同意書の持参。 詳細はカナダ大使館ホームページにてご確認ください。</p> <p><カナダ大使館ホームページ> http://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/visas/trav-can_18_voy-can.aspx?lang=jpn&view=d</p>
アイスランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	不要	<p>両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語)</p>
イギリス	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	不要	<p>■作成方法 1. 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語) 2. 未成年の滞在先・滞在予定日数、両親の連絡先(電話番号必須)、同行者の情報(※1)、同行しない親のサイン(※2)、日付を記載します。 ※1 「〇〇(同行者)と一緒に渡航することを認めています」という旨を記載します。 修学旅行の場合は教師等の名前を記載します。 ※2 死別や離婚等で片方の親しかサインができない場合、サインができない親のサイン欄に、サインができない理由を記入します。 例: 死別 (dead.late)、離婚 (divorced) 等</p>

イタリア	18歳未満	○	○	指定	△ ※場合により要。 右記参照。	×	○	○	認証料金 (公証役場：11,500円 外務省：無料)、 戸籍謄本の翻訳代	<p>■作成方法</p> <p>18歳未満の未成年者が単独渡航または姓が異なる親と渡航する場合、入国時に渡航同意書の提示が求められる場合があるため、渡航同意書(指定フォーム)を持参する。 渡航同意書は公証役場にて手続きをする。 ※片方の親が同行する場合は同意書の持参は不要。ただし姓が異なる場合は同意書の持参が必要。 ※公証役場での手続き方は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 親のIDENTITY NO.は旅券番号を記入する。旅券を所持していない場合、運転免許証の番号(外国籍の場合は在留カード等の番号)を記入する。 両親または一緒に渡航しない親が公証役場に出向き、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受ける。 地方法務局に出向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける。 外務省でアポストイーユ認証を受ける。 親子関係や親権の証明が必要な場合は、戸籍謄本等を持参する(姓が異なる場合や親がサインできない場合等)。 戸籍謄本は外務省のアポストイーユ認証とイタリア語翻訳をしたものを持参する。翻訳は大使館指定翻訳者によるもので、大使館の翻訳認証を受ける(有料)。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアポストイーユ認証を受けられるところがある。最寄りの公証役場に確認する。
オーストリア	18歳未満	○	×	自由(英語)	×	×	×	×	不要	<p>大使館では、「18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、以下の内容を記載した両親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。</p> <p>■作成方法</p> <p>英語またはドイツ語の自由形式で作成し、以下を記載。</p> <ol style="list-style-type: none"> 渡航者の氏名、生年月日および宿泊先情報(宿泊先名称・住所・電話番号) 両親の氏名、生年月日、住所、電話番号および渡航に同意している旨の記載
オランダ	18歳未満	○	○	自由(英語)	△ ※場合により要。 右記参照	×	×	×	戸籍謄本の翻訳代	<p>両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語)と、親のパスポートコピー。 親がパスポートを持っていない場合は渡航同意書と戸籍謄本。離別や死別等で同意書にサインができない場合は親権者の同意書と戸籍謄本。 ※戸籍謄本は翻訳会社にて英訳し、翻訳者のサインを記入。</p>
ギリシャ	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	不要	<p>大使館では現地での事情説明や国際的な違法な子どもの連れ去りを防ぐため、「単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親の署名した渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。</p>
スイス	18歳未満	○	×	自由(英語)	×	×	×	×	不要	<p>大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。</p>
スペイン	18歳未満	○	△ ※右記参照。	公証役場での作成渡航同意書指定<A>	×	×	○	○	認証料金 (公証役場：11,500円 外務省：無料)	<ol style="list-style-type: none"> 18歳未満の未成年者および両親(親権者)の全員が日本国籍の場合 大使館では、「未成年者が、両親が同伴せず単独渡航する場合は、両親(親権者)からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。渡航について説明ができるよう備えてください。同意書は公証役場で作成します。片方の親が同伴する場合、同意書の持参は不要です。 18歳未満の未成年者および両親(親権者)のいずれかが日本国籍以外の場合 同行しない親(親権者)からの渡航同意書が必要です。公証役場で作成します。スペイン国籍の家族の場合は、大使館にて手続が可能です。 <p>■手続方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 公証役場で作成する場合(有料) <ul style="list-style-type: none"> <1>両親の渡航同意書(指定フォーム)<A>を記入する(サイン以外の部分のみ)。 <ul style="list-style-type: none"> ◎両親の渡航同意書<A>の記入上の注意 <ol style="list-style-type: none"> 「旅行日程」はスペインの滞在期間を記入します。 「スペインに滞在中の未成年者の責任者名」と「責任者の身分証明書番号」は、片方の親同伴の場合、記入不要です。観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します。 <2>同行しない親が公証役場に出向き、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受けます。 <3>地方法務局に出向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受けます。 <4>外務省でアポストイーユ認証を受けます。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアポストイーユ認証を受けられます。詳細は、最寄りの公証役場にお問合せください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) 大使館で作成する場合(有料) <ul style="list-style-type: none"> <1>公正証書・作成用データ記入用紙(指定フォーム)、親のパスポートのコピー1、戸籍謄本オリジナル、コピー1を大使館へ提出します。 ※親のパスポートがない場合、パスポートを作成する。 ※戸籍謄本は外務省のアポストイーユ認証を取り付ける。 ◎公正証書・作成用データ記入用紙の記入上の注意 <ol style="list-style-type: none"> 「スペインで所属する学校名・施設名」は留学目的の場合のみ記入します。その他の目的の場合、記入不要です。 「スペインにおける法定代理人」は片方の親同伴の場合、記入不要です。観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します。 <2>大使館が同意書を作成します(数日かかる)。 <3>大使館より連絡が入ったら予約を取り、同行しない親が大使館へ出頭し、領事の面前で署名します。同意書はその場で受取ります。
大使館での作成公正証書データ作成用指定	○ (翻訳不要)	○	×	○ (戸籍謄本への認証)	約1,000円					
デンマーク	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	不要	<p>大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。</p>

ドイツ	18歳未満	△ ※右記参照。	△ ※右記参照。	大使館・領事館での作成	×	○	×	×		<p>■作成方法</p> <p>在東京大使館と在大阪総領事館で作成方法が異なります。お住まいの地域を管轄する大使館・領事館の案内に準じて手続きください。作成に当たり大使館・領事館への出頭が必要ですので、余裕を持って手続きください。</p> <p><東京大使館(管轄:山梨、長野、静岡、新潟以東)></p> <p>1. 無査証での短期滞在の場合の同意書要否</p> <p><1>a. 原則的に同意書が必要な方: 個人的な旅行や知人訪問 b. 原則的に同意書が不要な方: 添乗員や引率者がいる パッケージ旅行・団体旅行・修学旅行 ※添乗員や引率者がおり、渡航についての説明が出来る場合、同意書は不要です。 ※同意書の持参は、両親の不仲等で片方の親が国外へ子を連れ去ることや人身売買の問題を懸念し、防ぐためのものです。</p> <p><2>現地からの招待状がある場合は持参が望ましいと案内されています。 <3>現地から同意書の持参を求めている場合は手続きをしてください。 手続方法: 同意書が必要な場合、両親が大使館へ出頭し、同意書を作成ください。 両親が別々に出頭する場合、その都度料金がかかります。未成年本人は出頭不要です。</p> <p>2. 他国に長期滞在する際にドイツを経由する場合 18歳未満の未成年が片方の親と同伴または単独でドイツを経由する場合、同意書の持参は不要です。</p> <p><大阪領事館(管轄:愛知、岐阜、富山以西)> 領事館で同意書の作成が可能です。詳細は領事館に直接お問い合わせください。 作成に当たり両親が領事館に出頭する必要があります。</p>
フィンランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	不要	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「親以外の成人同伴または単独渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。
フランス	18歳未満	○	○	自由(英語)	×	×	×	×	不要	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。
ベルギー	18歳未満	○	○	自由(英語)		×	○	○	<p>認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)、 戸籍謄本の翻訳代</p> <p>△ ※場合により要。 右記参照。</p>	<p>■作成方法</p> <p>1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 2. 両親または一緒に渡航しない親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方法務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。 (地方法務局:法務局長認証、外務省:アポストイーユ認証) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポストイーユ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) ※離別や死亡等で両親がサインできない場合、親(親権者)の同意書の他に、戸籍謄本が必要です。 (親権者が明記してあること) 戸籍謄本はオリジナルに外務省でアポストイーユ証明を受け、その後翻訳が必要です。 さらに翻訳には、翻訳者自身が公証役場に向向き、翻訳者のサイン認証、法務局長及び外務省のアポストイーユ証明を受ける必要があります。</p>
ポルトガル	18歳未満	○	○	大使館にて作成	都度確認	○	×	×	大使館へご確認ください	<p>同意書は大使館で作成しますので、詳細は大使館へ直接お問い合わせください。</p> <p><ポルトガル大使館領事部ホームページ> http://embaixadadeportugal.jp/jp/</p>
ラトビア	18歳未満	○	×	自由(英語)	×	×	○	○	<p>認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)</p>	<p>■作成方法</p> <p>1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 2. 両親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方法務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。 (地方法務局:法務局長認証、外務省:アポストイーユ認証) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポストイーユ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能)</p> <p>3. 両親による書類が用意できない場合は、父親または母親いずれかによる同意書を携帯してください。</p>
ルクセンブルク	18歳未満	都度確認		—	—	—	—	—	大使館へご確認ください	<p>詳細は大使館へ直接お問い合わせください。</p> <p><ルクセンブルク大使館領事部ホームページ> http://tokyo.mae.lu/jp/node_19934</p>
フィリピン	15歳未満	○	×	指定 同意宣誓 供述書 WEG申請書	△ ※場合により要	○	×	×	<p>①大使館での同意宣誓供述書の認証・照合料金(都度確認ください)</p> <p>②現地でのWEG申請料(都度確認ください)</p>	<p>フィリピン国籍以外の15歳未満の未成年は、有効な査証を所持しているも、単独または親以外の保護者と一緒に渡航する場合は、フィリピン到着時にWEG(Waiver of Exclusion Ground)の申請が必要です。 WEG申請には、同意宣誓供述書の提出が必要です。該当の未成年者の両親(親権者)は、渡航前に大使館へ同意宣誓供述書の認証を申請してください。 必要書類は、その都度大使館へ確認してください。</p> <p><フィリピン共和国大使館ホームページ> http://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/visa/waiver-of-exclusion-ground-weg/</p>